

第3章 不当労働行為事件の審査

1 概要

前年から繰り越された2件を取り扱い、2件とも本年中に終結した。また、新規申立てによる2件を取り扱い、1件が和解により終結し、1件が次年に繰越しとなった。

(1) 不当労働行為事件取扱一覧表

整理番号	事件名	申立日	終結日	処理日数	終結区分
1	栃労委令和3年(不)第2号事件	3.11.8	5.1.30	449	一部救済
2	栃労委令和4年(不)第2号事件	4.5.2	5.2.28	303	関与和解
3	栃労委令和5年(不)第1号事件	5.1.16	5.9.1	229	関与和解
4	栃労委令和5年(不)第2号事件	5.11.2	係属中	—	—

※ 当委員会の審査期間の目標は、1年3月としている。

(2) 年次別不当労働行為事件取扱件数調(過去10年)

区分 年次	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	新規申立ての理由別分類								和 解	取 下 げ	却 下	命 令		終 結	未 終 結 繰 越 し	
				1 号	2 号	3 号	1 2 2 3 号	1 3 号	1 3 4 号	1 2 3 4 号	2 3 号				救 済	棄 却			
26	2	1	3	1									1					1	2
27	2		2																2
28	2		2													1	1	2	
29																			
30		3	3	1	1				1										3
元	3	2	5				1		1				1			1	1	3	2
2	2	1	3		1								2		1			3	
3		2	2		2														2
4	2	2	4		2								1	1				2	2
5	2	2	4		2								2			1		3	1
計	—	13	—	2	8		1		2				7	1	1	3	2	14	—

※ 「救済」は一部救済を含み、「棄却」は一部棄却・一部却下を含む。

(3) 年次別不当労働行為事件平均処理日数調 (過去10年)

区分 年次	終結事件		命 令						却 下		和 解		取 下 げ	
	件数	平均 処理 日数	計		救 済		棄 却		件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数
			件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数						
26	1	371									1	371		
27														
28	2	928	2	928	1	1,240	1	616						
29														
30														
元	3	493	2	498	1	388	1	607			1	483		
2	3	249							1	290	2	228		
3														
4	2	271									1	259	1	282
5	3	327	1	449	1	449					2	266		
計	14	440	5	625	3	693	2	612	1	290	7	322	1	282

(4) 年次別不当労働行為事件産業別取扱件数調 (過去10年新規申立て分)

区分 年次	運 輸 通 信 業	製 造 業	サ ー ビ ス 業	卸 小 売 業	鉱 業	金 融 保 険 業	建 設 業	電 気 ガ ス 水 道 業	公 務	そ の 他	計
26				1							1
27											
28											
29											
30				1	1					1	3
元				1						1	2
2										1	1
3		1								1	2
4	1						1				2
5				1				1			2
計	1	1		4	1		1	1		4	13

(5) 再審査の申立状況

初 審 事 件 名	初 審 の 命 令 要 旨	再 審 査 申 立 年 月 日	再 審 査 申 立 人	再 審 査 被 申 立 人	終 結 年 月 日	終 結 事 由
栃 労 委 平 成 30 年 (不) 第 3 号 事 件	会社らが行った申立人への作業命令、懲戒処分及び解雇はいずれも不合理なものとはいえず、労働組合への嫌悪の意思に基づくものともいえないなどとして、申立てを一部却下・一部棄却した。	元. 12. 26	X (個人)	Y 1 (会社) Y 2 (会社)	5. 2. 13	和解

(6) 初審の救済命令の確定後の状況

事件番号	初 審 命 令 確 定 年 月 日	履 行 勧 告 (※ 1) 年 月 日	裁 判 所 へ の 通 知 (※ 2) 年 月 日	備 考
栃 労 委 令 和 3 年 (不) 第 2 号 事 件	5. 1. 30	—	—	命令書の交付後に団体交渉が行われ、「社会保険等の未加入問題」については、両当事者の主張が平行線となったものの、組合から会社に対する不誠実団交だとの主張はない。 また、「時間外労働賃金等の支払い」については、同年1月11日に会社が組合に一定の金額を支払い、その後の団体交渉の議題になっていない。 組合は今後の団体交渉は求めないとしており、こうした状況を踏まえ、裁判所への通知を行わない旨決定した。

※ 1 事務処理要領に基づく命令履行の勧告

※ 2 確定した救済命令に従わない旨の通知

2 不当労働行為事件審査の経過

(1) 栃労委令和3年(不)第2号事件

申立人	X(組合)			申立時の組合員数	約70名	
被申立人	Y			申立時の従業員数	16名	
申 立 概 要	<p>Aは、平成25年6月頃に合成樹脂の成形及び加工を営むYに就職し、勤務していたが、令和3年6月23日、Yから即日解雇の通告を受けた。</p> <p>その後、AはXに加入し、XはYに対し、Aに係る上記解雇、社会保険等の未加入及び時間外労働賃金等の未払いに関して、書面及び口頭で数回にわたり団体交渉の実施を求めたが、Yは、団体交渉を実施しなかった。</p> <p>Xは、上記団体交渉の拒否が労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして救済申立てを行った。</p>					
	7条該当号	2				
請求内容	・団交応諾					
担当委員	公	橋本	労	鈴木	使 市川	
審 査 状 況	3.11.8	不当労働行為救済申立て				
	3.12.14、12.27	職員調査(申立人、被申立人)				
	4.2.8~10.12	第1~第7回委員調査				
	4.11.10、11.11	最後陳述書提出				
	5.1.12	参与委員意見陳述、第1回合議				
	5.1.30	命令書交付				
	調査回数	9	審問回数	—	和解協議回数	—
終 結 区 分	一部救済			処理日数	449	

(1) 栃労委令和4年(不)第2号事件

申立人	X(組合)			申立時の組合員数	約70名	
被申立人	Y			申立時の従業員数	0名	
申立概要	<p>Aは、令和2年10月頃に、電気工事業を営むYに就職し、勤務していたが、令和3年8月以降の賃金をYから一方的に引き下げられた。また、Yには、Aに対する時間外労働賃金や休業手当の未払がある。令和4年2月20日、Xは、Yに対し、AのXへの加入を通知するとともに、Aに対する一方的な賃金引下げ等に関する点を協議するため、団体交渉を行うことを書面で申し入れた。同月24日に団体交渉が実施されたが、これ以降、Yは、団体交渉に応じていない。一方で、Yは、同月28日付け文書で、同年3月31日をもってAを解雇することを通知した。Xは、上記Yの対応が労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして救済申立てを行った。</p>					
	7条該当号	2				
請求内容	・団交応諾					
担当委員	公	杉田	労	桂(～4.11.30) 小松(4.12.1～)	使 石塚	
審査状況	4.5.2	不当労働行為救済申立て				
	4.6.16、6.23	職員調査(申立人、被申立人)				
	4.7.28 ～5.1.26	第1～第5回委員調査				
	5.1.26	第1回和解協議、和解成立				
	5.2.28	取下げ				
	調査回数	5	審問回数	—	和解協議回数	1
終結区分	関与和解			処理日数	303	

(3) 栃労委令和5年(不)第1号事件

申立人	X(組合)			申立時の組合員数	51名	
被申立人	Y			申立時の従業員数	約600名	
申立概要	<p>Xは、Yに対して、令和3年11月12日付けで、組合員Aが申立人組合に加入した旨及びAの労働条件等を議題とする団体交渉を申し入れる旨を記載した書面を送付した。</p> <p>同年12月24日に第1回団体交渉が実施された。Xから、Aの賃金減額の経緯、賃金体系の変更等について質問があり、令和4年1月28日にYから回答があったが、従前の給与規程が開示されないなど、質問事項について不明なままであった。</p> <p>以降数回にわたって団体交渉が行われたが、賃金体系の変更の理由やその方法に関する具体的な説明はなされなかった。</p> <p>Xは、こうしたYの団体交渉における対応が労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして、救済申立てを行った。</p>					
	7条該当号	2				
請求内容	・誠実な団体交渉の実施					
担当委員	公	白井	労	松本	使 鍋島	
審査状況	5.1.16	不当労働行為救済申立て				
	5.3.1、3.13	職員調査(申立人、被申立人)				
	5.4.19	第1回委員調査				
	5.5.31~7.12	第1~第3回和解協議				
	5.7.12	和解成立				
	5.9.1	取下げ				
	調査回数	3	審問回数		和解協議回数	3
終結区分	関与和解			処理日数	229	

(4) 栃労委令和5年(不)第2号事件

申立人	X(組合)			申立時の組合員数	約70名
被申立人	Y			申立時の従業員数	約10名
申立概要	<p>Yは、組合員Aが車両を破損し、また、工場内の商品を紛失したとして、その賠償金として一方的に組合員Aの賃金から控除した。また、Yは、令和5(2023)年8月に組合員Aに対し、仕事が少ないため連絡があるまで休業するようにとの指示をした。</p> <p>Xは、Yに対して、同年9月4日付けで組合員AがXに加入した旨及び組合員Aへの休業手当の支払等を議題とする団体交渉を申し入れる旨を記載した書面を送付した。</p> <p>同月19日、受取人であるYが郵便局に保管されていた書面を受け取りに行かなかったため、Xに返却された。翌日Xは、組合員AとともにYの事務所を訪問したものの留守であったため、書面の写しをその郵便受けに入れた。同月26日、YがXの事務所を訪れたが、留守であった。また、Yは、Xからの電話に出ない状態が続いていた。</p> <p>その後、Xは、2回にわたってYの事務所を訪れ、団体交渉を申し入れる書面をその事務員に渡し、YからXに連絡をしてもらいたい旨を伝えたが、連絡はなかった。</p> <p>Xは、こうしたYの対応が労働組合法第7条第2号の不当労働行為である団体交渉の拒否に該当するとして、救済の申立てをした。</p>				
	7条該当号	2			
請求内容	・団交応諾				
担当委員	公	安田	労	森田	使 桑川
審査状況	5.11.2	不当労働行為救済申立て			
	5.12.15	職員調査(被申立人)			
		調査回数		審問回数	
終結区分				処理日数	